

事務所通信

2020年10月

中山貴子社会保険労務士事務所

コロナウイルスによる影響も大分長引いており、ストレスも溜まりやすい今日この頃ですが、お元気にお過ごしでしょうか？

さて、最近急に涼しくなり、乾燥がちな日も多くなってきて、いよいよ**インフルエンザの季節到来**です。今年は、**コロナVとの同時流行・同時感染**が懸念されています（**ツインデミック**？）。

事務所の**乾燥対策**として、**アロマディフューザー**（写真）を購入して設置しました。私も常用している、大好きな**ラベンダーのアロマオイル**と一緒に焚いています。

エッセンシャルオイルには、それぞれの薬効がありますが、**ラベンダー**は万能の精油と言われ、心身ともに精油の中でも最も多くの効用を発揮するとされています。

ラベンダーの持つ**心への効用**としては、**リラックス効果**。**ストレスによる緊張や**

不安、怒りを和らげ、安定した精神状態をもたらし、安眠効果があるとされます（人によって香の好みはありますが）。

体への効用としては、**頭痛、肩こり、筋肉痛、軽いやけど、日焼け、かゆみ、虫刺されや水虫**などに良いとされます。

また、**抗菌・防虫作用**もあるとされます。私も日頃から、捻挫、軽いやけど、低温やけど等、様々な症状に効用を実感してきました。

皆様はどのような対策を取られますか？

まずは、**手洗い・うがい・睡眠・栄養補給・水分補給**等、基本的なことをしっかり行って、この冬を元気に乗り切りたいものです！！(^ ^)/

【厚労省関係資料】

①リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合における標準報酬月額の特例改定の延長等」日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0930.files/1eaflet.pdf>

・上記に関する「Q&A」は↓こちら。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0930.files/QA.pdf>

②年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要（令和2年6月5日公布）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636611.pdf>

〒154-0015

世田谷区桜新町1-40-8石田ビル202

<https://中山社労士.com>

特定社会保険労務士 中山貴子

記事内容

■法改正等

- ・ 社会保険料：コロナによる休業で大幅に賃金が下がった場合の、社会保険料に関する特例措置（随時改定の特例）について
- ・ 年金強化のための法改正について
 - ・適用拡大（短時間労働者への拡大・適用事業所の拡大）
 - ・年金の受給開始年齢の上限引き上げ。

■事務所ニュース

インフルエンザの季節対策として、アロマディフューザーを設置しました！

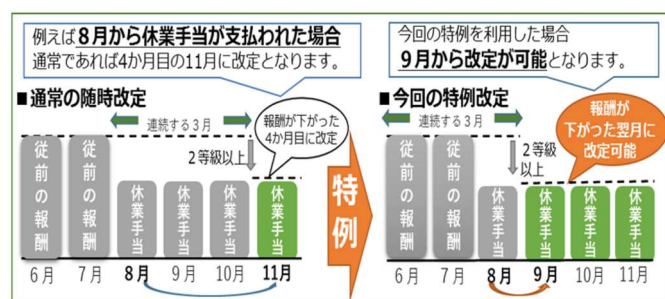


«アロマディフューザー»

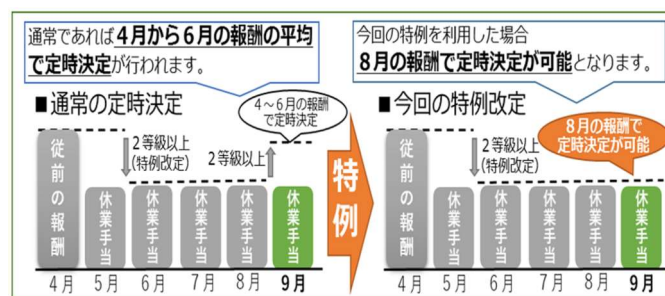
【社保】新型コロナの影響による休業で著しく報酬が下がった場合の標準報酬月額の特例改定措置について（延長等）

令和2年4月～7月の間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定を可能とされていますが、今般、次の①②に該当する方についても特例措置の延長・拡大が講じられることになりました。

①令和2年8月から12月までの間に新たに休業により報酬が著しく下がった方の特例（急減月の翌月を改定月として標準報酬月額を改定）



②令和2年4月または5月に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方の特例（8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額により、定時決定の保険者算定として決定）



なお、休業が回復した場合について、上記①②により特例改定を受けた方は、休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して2等級以上上がった場合、その翌月から標準報酬月額を改定することになりますので、月額変更届の提出が必要です。（令和3年8月の随時改定までの取り扱いとなります。）

※詳細は、資料①をご覧ください。お問い合わせください。

【年金】年金制度の機能強化のための改正が行われました。（資料②参照）

主な改正内容

その1：社会保険の適用拡大

ポイント① 短時間労働者への適用が段階的に引き上げ

⇒現行は500人超の規模の事業所が対象ですが、2022年には100人超の事業所、2024年には50人超の事業所へと、短時間労働者への適用が拡大していきます。

*短時間労働者とは、週20時間以上・賃金月額が8万8千円以上等の要件に該当する労働者です。

ポイント② 強制適用事業所の拡大

⇒法人は全て適用事業所ですが、個人事業所は従業員数が常時5人以上の事業所が対象でしたが、これには農林水産業等の例外4業種がありました。その例外業種の1つに「法務業」がありましたが、これが例外から外れます。

つまり、「弁護士・税理士・社労士」等の常時5人以上の従業員がいる個人事業所も、2022年10月以降は強制適用事業所となります。ですが、土業の事業所は個人事務所であっても既に任意適用していることが多いため、影響は小さいと思われます。

その2：受給開始年齢の上限を75歳へ引き上げ

年金の受給開始年齢は65歳からですが、現行法では開始年齢を60歳から70歳までの間で選択することができます（繰り上げ受給・繰り下げ受給の制度）。この上限年齢が75歳に引き上げられます。（2022年4月から）

⇒70歳まで繰り下げた場合の最大増額は42%でしたが、75歳まで繰り下げた場合は、最大84%となります。

*繰り下げ受給の場合の増額率は0.7%

繰り下げが結果として得かどうかは分からないことですが、ファイナンシャルプランナー等の間では高い関心を持って注目される数字です。

ご興味のある方は、資料②をご参照ください。

その他の改正点については、また適宜お伝えして参りたいと思います。